

付 録

付 録

1 JIS 規格（抜粋）

それぞれの JIS 規格は、一部を抜粋して掲載しています。

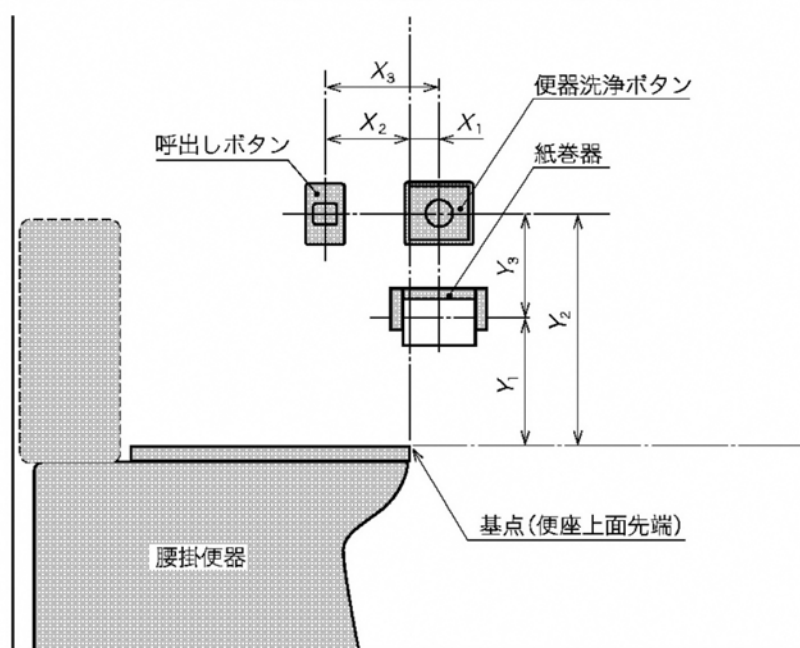
① JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）

6 操作部及び紙巻器の配置

d) 操作部及び紙巻器は、表 1 の条件を満たす位置に設置する。

表 1—操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法

単位 mm



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1 ：便器前方へ 約 0～100	Y_1 ：便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		Y_2 ：便器上方へ 約 400～550	Y_3 ：約 100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X_2 ：便器後方へ 約 100～200		X_3 ：約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

②JIS T 0103（コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則）

文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格。約 300 の絵記号の例を収載している。

※詳しくはコラム「コミュニケーション支援ツール」（285 ページ）を参照。

③JIS T 0921（点字の表示原則及び点字表示方法－公共施設・設備）

点字表示の表記方法は、日本点字委員会が発行する「日本点字表記法」に基づいて行うこととしている。また、点字の間隔及び断面形状は、図 1・2、表 1・2 とすることとしている。

※手すりの点字表示の例は、「Ⅰ．公共建築物 A-11 手すり」の 75 ページ～76 ページを参照。

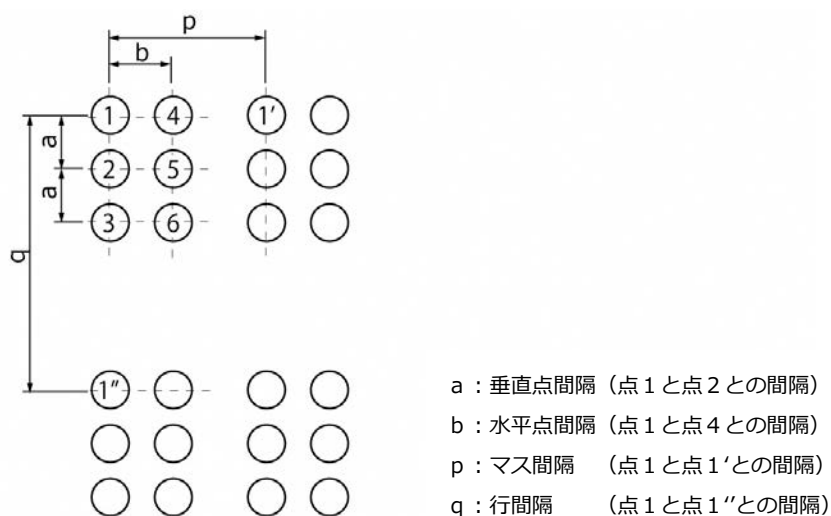


図 1－点字の点の間隔及びマスとマスとの間隔

表 1－点字の点の間隔及び
マスとマスとの間隔

	中心間距離
a	2.2～2.8
b	2.0～2.8
p	5.1～6.8
q	10.0～15.0

表 2－点字の水平点間隔（b）
とマス間隔（p）との関係

b	p の範囲
2.0	5.1～6.0
2.1	5.2～6.1
2.2	5.4～6.2
2.3	5.6～6.3
2.4	5.8～6.3
2.5	6.0～6.3

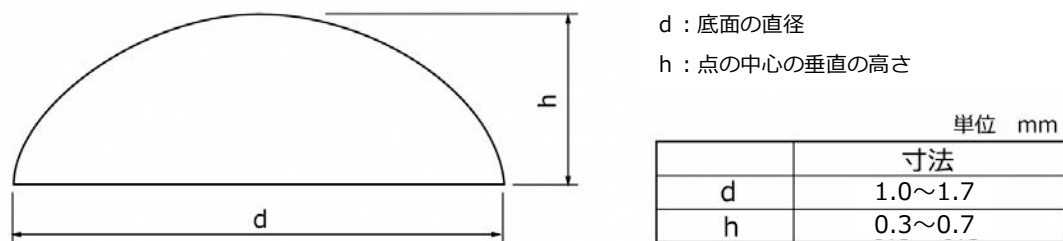


図4－点字の点の断面形状

④JIS T 0922（触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法）

4 触知案内図上に表示する情報内容

4.1 触知案内図の構成

触知案内図の構成は、次による。

- 表題
- 解説文 冊子形では、別掲することができる。触知案内図の内容解説を必要としない触知案内図の場合には、省略することができる。
- 凡例 触知記号が説明を必要としないものだけの触知案内図の場合及び／又は点字の略字を使わなかった触知案内図の場合には、省略することができる。
- 触知図形

4.2 情報項目の原則

情報項目の原則は、次による。

- 触知案内図に表示する情報は、触読性を考慮し、視覚障害者に安全で円滑な移動を支援する情報項目を優先して表示することが望ましい。
- 同一範囲を表示した視覚によって見る案内図がある場合には、相互の表示内容に関連性をもたせなければならない。
- 触知案内図には、墨字を併記することができる。
- 製造年月日及び問合せ先を記載することが望ましい。

5 触知案内図の形状

5.1 大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅 1000mm 以内、縦幅 600mm 以内とすること（図 1 参照）が望ましい。

なお、冊子形の場合で、サイズの大きな触知案内図を折りたたむ場合には、折り線が触読の邪魔にならないよう配慮しなければならない。

5.2 設置位置（設置形の場合）

床と垂直な壁面とに取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から1400mm 程度となる位置にする（図 1 参照）。ただし、床と水平、又はそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合には、この限りではない（図 1 参照）。いずれの場合も設置のときは、触読性を妨げないように配慮しなければならない。

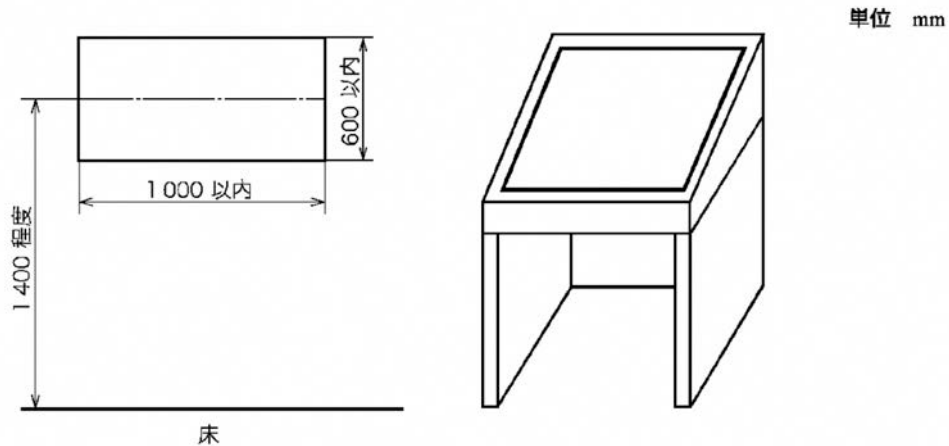


図 1 設置形触知案内図の形状例

5.3 触知案内図の向き

触知案内図の向きは、次による。

- 設置形の場合、利用者が触知案内図に向き合って触読するときの正面方向が、触知図形では上側になるように表示する。
- 1 階及び 2 階など、上下に重なった関係にある案内図及び一つの大きな場所を複数に分割して表示する案内図は、縮尺及び向きを統一する。各階などに設置する場合には、各案内図が上下階で統一した設置位置・方向にあることが望ましい。
- 冊子形の場合には、出入口の関係などを考慮して、理解しやすい向きを選ぶことができる。

7 表示方法の事例

表示方法の事例は、附属書 C を参照。

8 触知案内図に用いる材料

触知案内図に用いる材料は、次による。

- 触読性が良好で、手指を傷つけない表面形状になるものとする。
- 長期間の使用によって、著しい劣化及び破損しないものとする。
- 外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温又は低温にならないものとする。

9 触知案内図までの誘導の仕組み（設置形の場合）

JIS T 9251 に規定する視覚障害者誘導用ブロックなどを設置して誘導する。さらに、JIS T 0901 に規定する方法によって、一定間隔でチャイムを鳴らす方法などの音声案内を付加して誘導することが望ましい。

附属書 C (参考) 表示方法の事例

序文

この附属書は、表示方法の事例について記載するものであって、規定の一部ではない。

C.1 表示方法の例（全体案内図）

全体案内図の表示方法の一例を、図 C.1 に示す。なお、点字の下に書かれた仮名文字は、対応する点字の読みを意味するもので、浮き出し表現にしない。

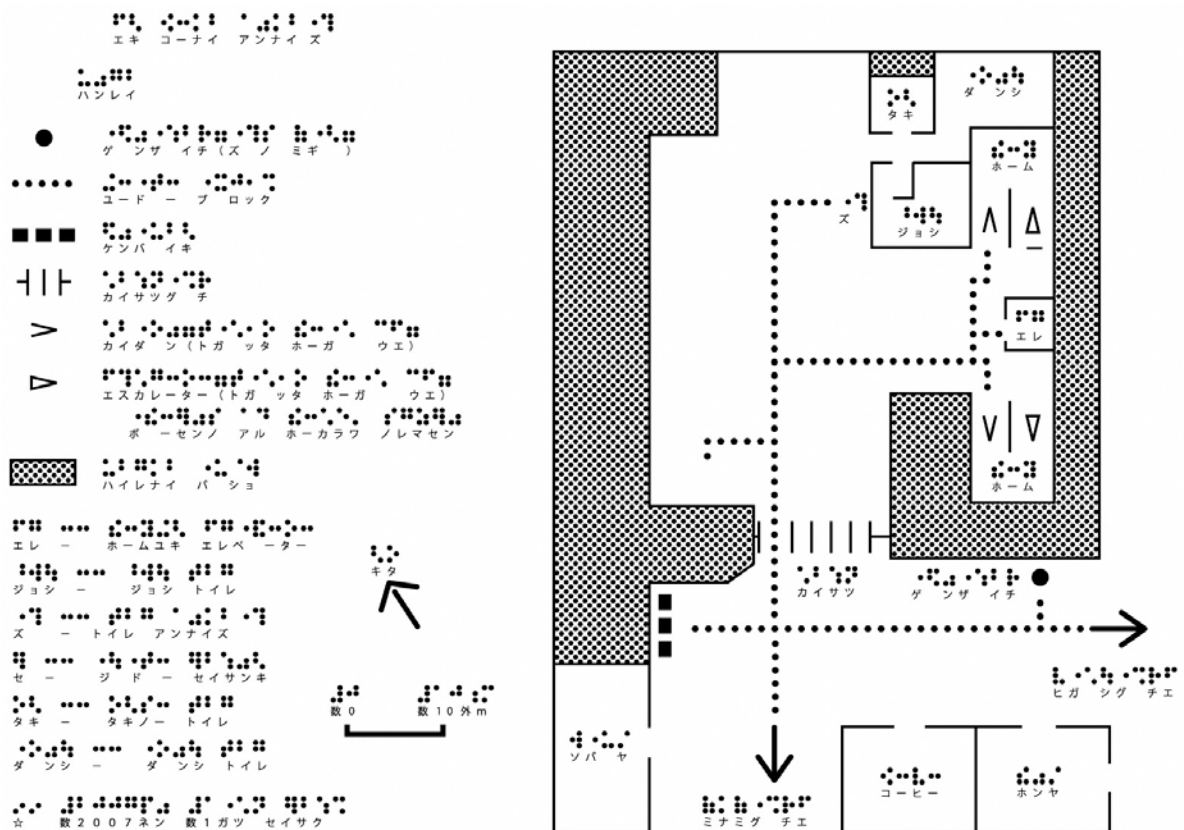


図 C.1 全体案内の表示方法の一例

C.2 トイレ案内図

トイレ案内図の表示方法の一例を、図 C.2 に示す。

なお、点字の下に書かれた仮名文字は、対応する点字の読みを意味するもので、浮き出し表現にしない。

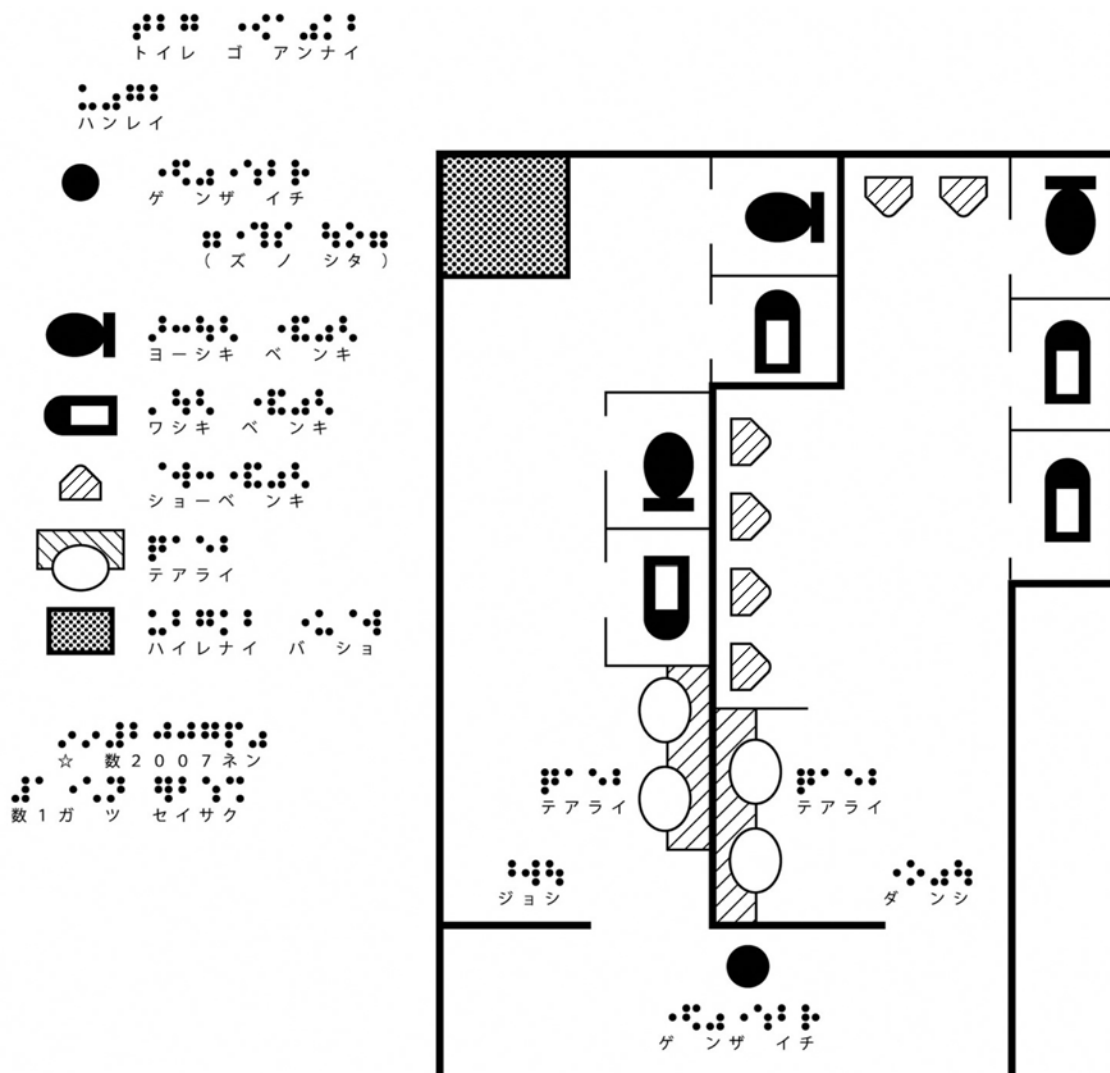
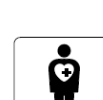
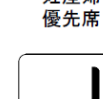


図 C.2 トイレ案内の表示方法の一例

⑤JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）

※点状ブロック・線状ブロック等の視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法及びその配列は、
「Ⅳ. 情報・案内 C-1 視覚障害者誘導用ブロック」の 272 ページ～273 ページを参照。

公共・一般施設

						
案内	案内所	病院	救護所	警察	お手洗	男女共用 お手洗
						
こどもお手洗	男性	女性	障害のある人が 使える設備	スロープ	飲料水	喫煙所
						
チェックイン ／受付	忘れ物取扱所	ホテル ／宿泊施設	きっぷうりば ／精算所	手荷物一時 預かり所	コインロッカー	休憩所 ／待合室
						
ミーティング ポイント	銀行・両替	キャッシュサービス	郵便	電話	ファックス	カート
						
エレベーター	エスカレーター	上り エスカレーター	下り エスカレーター	階段	ベビーケアルーム	授乳室 （女性用）
						
授乳室 （男女共用）	おむつ交換台	クローク	更衣室	更衣室（女性）	シャワー	浴室
						
水飲み場	くず入れ	リサイクル品 回収施設	高齢者 優先設備	障害のある人・ けが人優先設備	内部障害のある人 優先設備	乳幼児連れ 優先設備
						
妊産婦 優先設備	高齢者 優先席	障害のある人・ けが人優先席	内部障害のある人 優先席	乳幼児連れ 優先席	妊産婦 優先席	ベビーカー
						
無線 LAN	充電コーナー	自動販売機	海外発行カード 対応 ATM	オストメイト用設備 ／オストメイト	洋風便器	和風便器
						
温水洗浄便座	介助用ベッド	ベビーチェア	着替え台	カームダウン・ クールダウン		

交通施設

						
航空機／空港	鉄道／鉄道駅	船舶／フェリー／港	ヘリコプター／ヘリポート	バス／バスのりば	タクシー／タクシーのりば	レンタカー
						
自転車	ロープウェイ	ケーブル鉄道	駐車場	出発	到着	乗り継ぎ
						
手荷物受取所	税関／荷物検査	出国手続／入国手続／検疫／書類審査	駅事務室／駅係員	一般車	レンタサイクル／シェアサイクル	

商業施設

					
レストラン	喫茶・軽食	バー	ガソリンスタンド	会計	コンビニエンスストア
					
店舗／売店	新聞・雑誌	薬局	理容／美容	手荷物託配	

観光・文化・スポーツ施設

						
展望地／景勝地	陸上競技場	サッカー競技場	野球場	テニスコート	海水浴場／プール	スキー場
						
キャンプ場	温泉	温泉	コミュニケーション	靴を脱いでください	イヤホンガイド	公園
						
博物館／美術館	歴史的建造物 1	歴史的建造物 2	歴史的建造物 3	スポーツ活動	腰掛け式リフト	

安全



消火器



非常電話



非常ボタン



広域避難場所



避難所（建物）



津波避難場所



津波避難ビル



列車の非常停止
ボタン



非常口



AED
（自動体外式除細動器）

禁止



一般禁止



禁煙



注記：火災予防条例で次の図記号の使用が規定されている場所には、次の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁



進入禁止



駐車禁止



自転車
乗り入れ禁止



立入禁止



走るな
／かけ込み禁止



さわるな



捨てるな



飲めない



携帯電話
使用禁止



電子機器
使用禁止



撮影禁止



フラッシュ
撮影禁止



ベビーカー
使用禁止



遊泳禁止



キャンプ禁止



ホームドア：
たてかけない



ホームドア：
乗り出さない



飲食禁止



ペット
持ち込み禁止

注意



一般注意



障害物注意



上り段差注意



下り段差注意



滑面注意



転落注意



天井に注意



感電注意



津波注意
（津波危険地帯）



土石流注意



崖崩れ
・地滑り注意



ホームドア：
ドアに手を挟まない
ように注意

指示



一般指示



静かに



左側にお立ちください



右側にお立ちください



一列並び



二列並び



三列並び



四列並び



矢印



シートベルトを
締める

災害種別一般



洪水／内水氾濫



土石流



津波／高潮



崖崩れ・地滑り



大規模な火事

洪水・堤防案内



洪水



堤防

⑦JIS Z 9103（安全色－一般的事項）

附属書 JB

（参考）

安全色及び対比色の意味，並びに使用箇所及び使用例

安全色及び対比色の意味，並びに使用箇所及び使用例を，表 JB.1 に示す。

表 JB.1－安全色及び対比色の意味，使用箇所及び使用例

色の種類	色材 ^{a)}	意味	使用箇所及び使用例
赤	A	防火	- 消火器，非常用電話などを示す防火標識，配管系識別の消火表示 - 防火設備の位置を表示する安全マーキング - 消火器，消火栓，消火バケツ，火災報知器の塗色 - 禁煙，立入禁止などの禁止標識，同様の禁止警標
		禁止	- 禁止の位置を表示する安全マーキング（立入禁止のバリケードなど） - 禁止信号旗（海水浴場，スケート場）
		停止	緊急停止のボタン，停止信号旗
		危険	気象，防災情報などの段階表示で，警報に相当する危険度の表示
赤	B	防火	消火器，消火栓，火災報知器その他の消防用具などの所在を示すランプ
		停止	“停止”を示す信号灯
		危険	道路工事中の赤ランプ，一般車両の前方・後方に積載物がはみ出している場合に用いる端につす赤ランプ，火薬などの危険物搭載車両の夜間標識，坑内列車の尾灯，坑内の危険のおそれがある箇所に用いる赤ランプ，テレビジョン塔及びその他航空障害物の障害灯
		緊急	- 緊急自動車の使用する赤色灯，緊急停止ボタンの所在を示すランプ，緊急事態を通報し又は救助を求めるための発光信号 - 機器類において，操作者による即時に対処が必要な状態を示すランプ（赤色光と黄色光とが区別しにくい人に配慮し，点灯と点滅パターンなどでも区別することが望ましい。）
黄赤	A	注意警告	- スイッチボックスの内蓋，機械の安全カバーの内面 - 救命いかだ，救命具，救命ブイ，水路標識，船舶けい（緊）留ブイ
		明示	飛行場救急車，燃料車（航空の保安施設）
		明示 （輝度差確保）	黒背景の上に標示又は設置する場合の，本来は赤で標示すべき禁止標識，緊急停止ボタンなど
黄	A	注意警告	- 高電圧危険，爆発物注意，火薬及び発破，感電注意などの注意警告標識，配管系識別の注意警告表示 - 危険位置を表示する安全マーキング，火薬類，劇薬類容器のマーキング - クレーン，構内車両のパンパ，低いはり（梁），衝突のおそれがある柱，床上の突出物，床面の端，ピットの縁，ホッパの周囲及び階段の踏面の縁，つり足場，電線の防護具 - 踏切諸施設の踏切注意柵，踏切遮断機，踏切警報機 - 気象，防災情報などの段階表示で注意報に相当する危険度の表示
		明示	駅舎，改札口，ホームなどの出口表示
	B	注意	“注意”を示す信号灯 - 機器類で，操作者による対処が必要な注意すべき情報を示すランプ（赤色光と黄色光とが区別しにくい人に配慮し，点灯と点滅パターンなどでも区別することが望ましい。）

表 JB.1 – 安全色及び対比色の意味、使用箇所及び使用例（続き）

色の種類	色材 ^{a)}	意味	使用箇所及び使用例
緑	A	安全状態	- 安全旗及び安全標識 - 労働衛生旗及び安全衛生標識 - 保護具箱（ケース）、担架、救急箱、救護室の位置及び方向を示す標識 - 非常口の位置及び方向を示す標識、避難場所及び避難所を示す標識 - 鉱山の回避所、坑口、特免区域の位置及び方向を示す警標 - 安全状態を表示する安全マーキング
		進行	進行信号旗
	B	安全状態	- 鉱山の回避所を示す緑色電灯、非常口を示すランプ - 保護具箱（ケース）、救急箱、担架、救護所、救急車などの位置を示すランプ
		進行	“進行”を示す信号灯
		完了・稼働中	機器類で、使用の準備が完了した状態、稼働している状態を示すランプ
青	A	指示	- 保護めがね着用、修理中などを示す指示標識 - 指示を表示する安全マーキング
		誘導	- 駐車場の位置及び方向を示す誘導標識 - 案内図などの誘導経路標示
	B	安全状態	- 非常口を示すランプ - 保護具箱（ケース）、救急箱、担架、救護所、救急車などの位置を示すランプ
		進行	“進行”を示す信号灯
		完了・稼働中	機器類で、使用の準備が完了した状態、稼働している状態を示すランプ
赤紫	A	放射能	- 放射能標識 - 放射能に関する安全マーキング
		極度の危険	気象、防災情報などの段階表示で、特別警報及び大津波警報に相当する危険度の表示
白 (対比色)	A		- 通路の区画線及び方向線 - 安全色に対する色（文字など背景が赤、緑、青、赤紫の場合）、図記号要素、標識などの地色 - 安全色、図記号要素の黒及び周辺色の間の境界線
	蓄光 (黄みの白)		停電時に機能する安全標識、特に避難誘導標識の対比色
黒 (対比色)	A		- 安全色に対する色（文字など背景が黄、黄赤の場合）、図記号要素 - 補助標識の文字、境界線

注 ^{a)} 色材 A は、一般材料、蛍光材料、再帰性反射材及び蓄光材料を示す。色材 B は、内照式安全標識及び信号灯を示す。

2 各種マーク

(1) 施設・設備等への表示に使用されるマーク



【障害者のための国際シンボルマーク】

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建築物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択・決定されました。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。



【盲人のための国際シンボルマーク】

世界盲人連合（WBU）が定めたシンボルマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられます。（信号機や音声案内装置などに設置されています。）



【耳マーク】

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るために制定されたマークで、耳が不自由であることを表示し、協力を求めることを表します。受付等に掲示し、筆談などに応じることを知らせ、聴覚障害者がより安心して問い合わせができるよう配慮する際にも用います。



【ヒアリングループマーク】

難聴者や聴力が弱っている人が音声を聴き取れるよう、周囲の雑音を抑えて音声を届ける集団補聴装置がありますが、その一つとして、ヒアリングループ（※）があります。ヒアリングループが備わっていることや、対応機器を示すマークです。

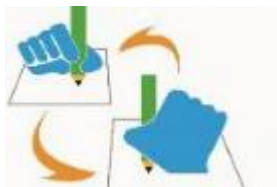
※ヒアリングループは、敷設したループ内で磁気に変換した音声を磁気コイル付補聴器や人工内耳で受信することで、難聴者の聞こえを支援する設備です。



【手話マーク】

手話でのコミュニケーションを求めるときや、手話による対応ができる施設などが示すマークです。

このマークを提示されたら、「手話での対応をお願いします」の意味になります。また、受付等に掲示し、手話による対応ができることを知らせます。



【筆談マーク】

筆談でのコミュニケーションを求めるときや、筆談による対応ができる施設などが示すマークです。

このマークを提示されたら、「筆談での対応をお願いします」の意味になります。また、受付等に掲示し、筆談による対応ができることを知らせます。



【ほじょ犬マーク】

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。



【オストメイトマーク】

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導サインなどに表示されています。



【ハート・プラスマーク】

内部障害（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能の障害）・内部疾患がある人を表しています。外見からは分かりにくいため、理解と協力を求めるためのマークです。



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。鉄道やバスの優先席などに表示されています。



【マタニティマーク】

妊産婦を表しています。妊娠初期の妊婦の方は外見からは分かりにくい場合もあるため、理解と協力を求めるためのマークです。鉄道やバスの優先席などに表示されています。

(2) 施設・設備等への表示以外に使用されるマーク



【身体障害者標識】

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



【聴覚障害者標識】

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



【「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク】

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

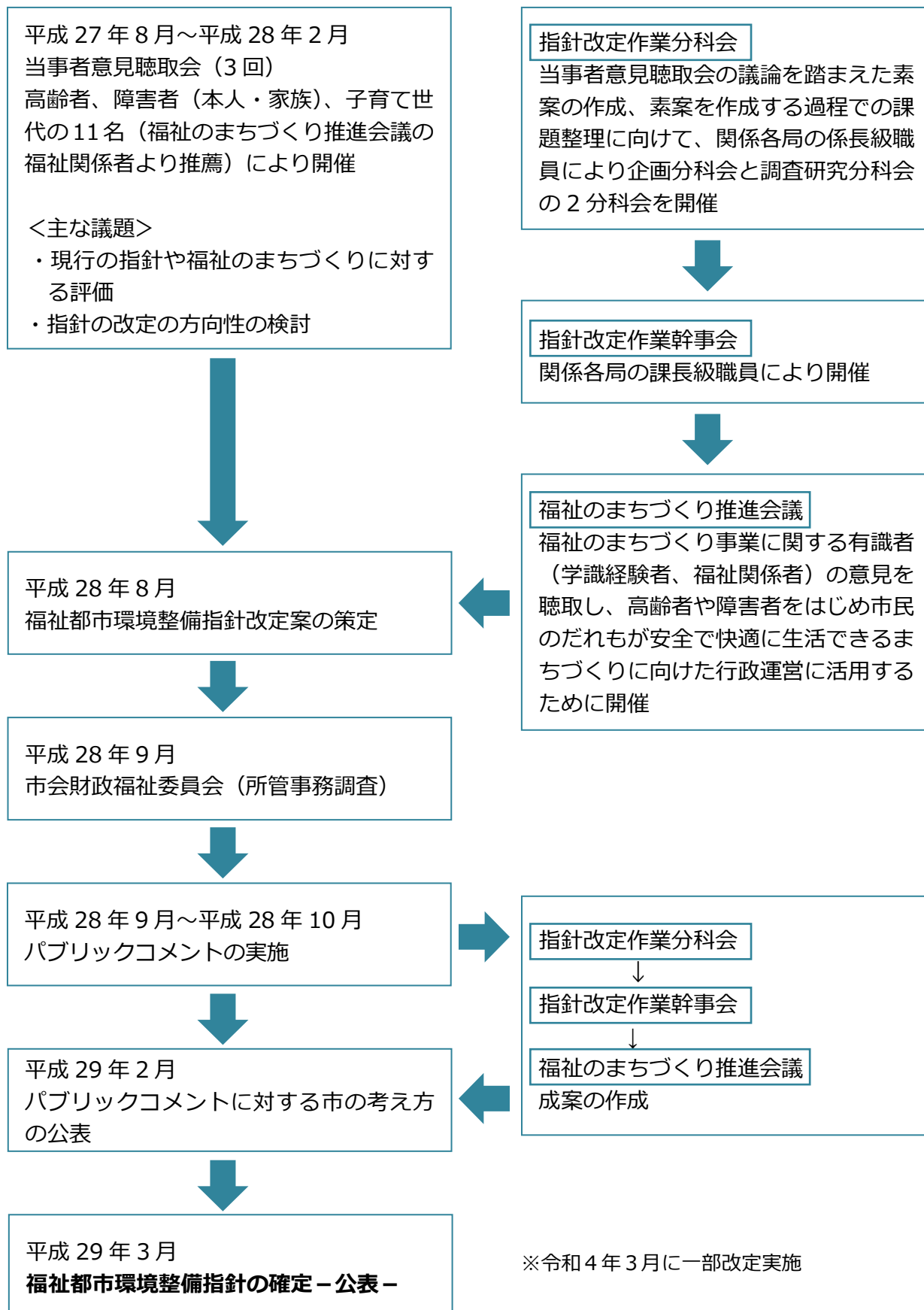
3 福祉のまちづくりの歩み

	国連・国・愛知県		名古屋市
	福祉関連	バリアフリー関連	
昭和 45 年	「心身障害者対策基本法」制定		
昭和 48 年	「身体障害者福祉モデル都市設置事業」		
昭和 49 年			「身体障害者福祉街づくり事業」開始(昭和 59 年度までに全区で実施)
昭和 50 年	国連で「障害者の権利宣言」採択		地下鉄駅点字ブロック敷設開始
昭和 54 年	「障害者福祉都市推進事業」	「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」策定	
昭和 55 年			「障害者の利用に配慮した建築設計マニュアル」策定
昭和 59 年			「ハンディキャップゾーン」設定開始
昭和 61 年	「障害者のすみよいまちづくり推進事業」		
昭和 63 年			「なごやかライフ推進プラン」策定
平成 2 年	「すみよい福祉のまちづくり事業」		
平成 3 年		「福祉のまちづくりモデル事業」	「福祉都市環境整備指針」策定
平成 4 年			「公共的建築物に関する福祉環境整備要綱」制定 「やさしさマーク」交付開始 リフト付バス導入開始
平成 5 年	「障害者基本法」制定(「心身障害者対策基本法」改正)	「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」策定 「鉄道駅におけるエレベーター及びエスカレーターの整備指針」策定	「福祉のまちづくり推進委員会」設置 「福祉のまちづくり事業(小幡モデル地区整備計画)」策定
平成 6 年	「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」	「人にやさしいまちづくり事業」 「ハートビル法」制定 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」制定(愛知県)(平成 7 年全面施行)	「第 30 回全国身体障害者スポーツ大会(ゆめぴっくあいち)」開催 「福祉のまちづくり事業(千種公園周辺モデル地区整備計画)」策定 「障害者施策推進協議会」設置 「障害者福祉新長期計画」策定(平成 15 年度までの計画)
平成 7 年	「障害者プラン(ノーマライゼーション 7 カ年戦略)」策定		「民間鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業」開始(乗降客数 5,000 人/日以上以上の駅を対象) 「福祉のまちづくり事業(築地モデル地区整備計画)」策定
平成 8 年			ノンステップバス導入開始

	国連・国・愛知県		名古屋市
	福祉関連	バリアフリー関連	
平成 10 年	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」制定(「精神薄弱」を「知的障害」に)	「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」策定	
平成 12 年	「介護保険法」施行 「社会福祉法」制定(「社会福祉事業法」改正)	「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」策定 「交通バリアフリー法」制定	
平成 13 年			交通バリアフリー法に基づく重点整備地区に名古屋駅、金山駅、栄・久屋大通駅及びそれぞれの周辺地域の3地区を指定
平成 14 年	「身体障害者補助犬法」制定	「ハートビル法」改正	
平成 15 年	「支援費制度」施行		「福祉都市環境整備指針」改定 「金山駅地区交通バリアフリー基本構想」策定 「ユニバーサルゾーン」設定開始(「ハンディキャップゾーン」改称)
平成 16 年	「障害者基本法」改正 「発達障害者支援法」制定		「名古屋駅地区交通バリアフリー基本構想」策定 「名古屋市障害者基本計画」策定(平成 25 年度までの計画)
平成 17 年	「障害者自立支援法」制定(平成 18 年施行)		
平成 18 年	国連で「障害者権利条約」採択	「バリアフリー法」制定 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」策定(平成 22 年末までの整備目標)	「栄・久屋大通駅地区交通バリアフリー基本構想」策定
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」署名	「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」改正(愛知県)	
平成 21 年			「大曽根駅地区バリアフリー基本構想」策定
平成 23 年	「障害者基本法」改正	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正(平成 32 年度までの整備目標)	
平成 25 年	「障害者総合支援法」制定(障害者自立支援法改正) 「障害者差別解消法」制定		
平成 26 年	日本が「障害者権利条約」批准		「民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助事業」開始(乗降客数 3,000 人/日以上のを対象) 「名古屋市障害者基本計画(第3次)」策定(平成 30 年度までの計画)
平成 27 年			「福祉のまちづくり推進会議」設置(「福祉のまちづくり推進委員会」改称)
平成 28 年	「障害者差別解消法」施行		
平成 29 年			「福祉都市環境整備指針」改定
平成 30 年			「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」公布

	国連・国・愛知県		名古屋市
	福祉関連	バリアフリー関連	
平成 31 年 (令和元年)			「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」施行
令和 2 年		「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正(令和 7 年度までの整備目標)	
令和 3 年	「障害者差別解消法」改正 (施行は 3 年を越えない範囲)		
令和 4 年			「福祉都市環境整備指針」一部改定

4 福祉都市環境整備指針改定の経緯



5 用語集

(※カッコ内の番号は本文中のページ番号)

●アセットマネジメント (16)

建築物、道路、橋梁などの公共施設を資産（アセット）としてとらえ、財政的制約のもとで安全性・利便性・快適性などを確保し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメント手法のこと。

●アルコーブ (66,135)

室の壁面を後退させてつくった空間。

●意識のバリアフリー (3,10,11,19)

障害者の社会参加を妨げるバリアには、物理的なものだけでなく、誤解や偏見といった意識がつくりだすバリアもあることから、意識のバリアをなくすために、配慮が必要な人たちの特性の理解を深めること。本市では身近なところからバリアフリーを意識した行動を実践するために、平成20年度より12月3日～9日の障害者週間を中心に、市職員に対して「意識のバリアフリー行動宣言」を実施。

●インクルーシブな社会 (2,8)

誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、必要な支援を受け相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

●ウェブアクセシビリティ (15)

高齢者や障害者等、ウェブサイトの利用になんらかの制約がある方や、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できること。

●浮き出し文字 (66,79,116,120,137)

点字ではなく、実際の文字を立体的にし、浮き出させたもの。点字の読めない視覚障害者に配慮して作られたもの。

●オストメイト (6,9,25,88,89,92,93,94,95,99,100,101,104,181,211)

膀胱がん、直腸がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人。（コラム「オストメイトに配慮したトイレの設備」（99）も参照。）

- 輝度** (59,66,68,149,150,188,191,196,197,201,206,214,216,223,224,226-1,232,236,239,240,244,245,248-1,248-2,253,254,261,267,270)

発光体や光に照らされた面の単位面積あたりの明るさ。「輝度コントラスト」はあるものと別のものの輝度の差。(道路(黒い路面)上の黄色の視覚障害者誘導用ブロックは輝度コントラストの大きい例。)

- 曲面取り** (66,195)

柱や曲がり角部分の出角を切り取り曲線形にすること。またはその形。

- くし板** (84,86)

エスカレーターにおいて、床面から踏段へ、踏段から床面へ移る案内板。滑り止めとして縞模様を浮かせた黄銅・铸铁、またはアルミ合金で製造。

- グレア** (44,65,69)

まぶしさやぎらつき。グレアを感じやすい人やグレアにより見えにくくなる人もいるため、グレアを抑えることが必要。

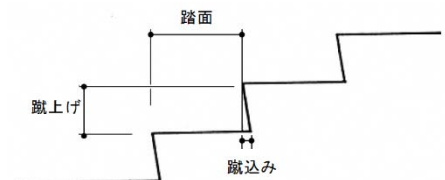
- 蹴上げ^{け あ}・踏面^{ふみづら}・蹴込み^{け こ}** (22,23,25,26,68,70,124-7,150,168,200,201,203,212,214,218,221)

蹴上げ…階段の一段の高さ。

踏面…階段の足を乗せる部分で、蹴込み以外の部分。

蹴込み…上の踏面の先端より垂直線を降ろしたところから踏面の奥までの部分。

(蹴上げ・踏面・蹴込みの位置は右図参考)



- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）** (2,3,4,6,17)

建築物の利用円滑化を目的としたハートビル法と、公共交通機関の移動円滑化を目的とした交通バリアフリー法を統合し、道路や公園のバリアフリー整備に関する基準などを追加して平成18年に制定。

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを規定。

- 色相・明度・彩度 (23,59,66,68,77,79,84,86,116,120,123,124-3,124-7,134,167,188,191,196,197,201,206,214,216,223,224,226-1,237,244,253,256,257,258,267,270)

色の要素を構成するもので、色相・明度・彩度を合わせて「色の三要素」または「色の三属性」と呼称。

色相…赤、黄、緑、青、紫といった色あいの違い。

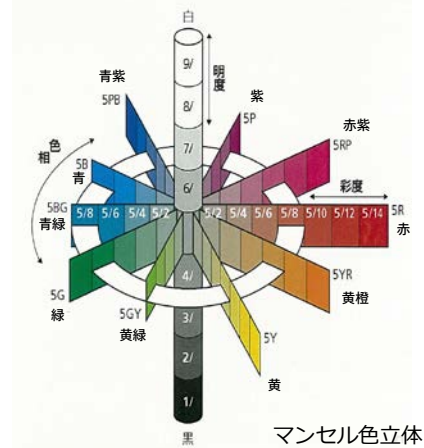
明度…色の明るさの度合い。明度が高いほど明るい

色となり、最も明度の高い色は白で、最も明度の低い色は黒。

彩度…色の鮮やかさの度合い。彩度が0の白・黒・

灰色（白と黒の混合色）は無彩色。

（色相・明度・彩度の違いのイメージは右図参考）



- JIS規格 (13,33,34,37,48,49,62,79,206,285)

日本の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に基づき制定される国家規格で、工業標準化法に基づく手続きを経て、制定又は改正。制定又は改正から5年以内に見直し、当該規格の存続(確認)、改正又は廃止を決定。

近年は物・サービスの国際取引の増大に伴い、ISO（国際標準化機構）などの国際規格との整合性を目的とした見直しも実施。

（福祉都市環境整備指針の各種基準で参照対象とする個別のJIS規格は付録を参照。）

- 集団補聴装置 (24,124-5,124-6,124-8,124-9,124-10)

難聴者や聴力が弱っている人が音声を聴き取れるよう、周囲の雑音を抑えて音声を届ける装置。集団補聴装置にはヒアリングループ（磁気ループ）、赤外線補聴システム、FM補聴システムなどが存在。

（コラム「劇場・イベント開催時での配慮例」（124-9～125）も参照。）

- 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） (2,4,11,30)

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取り組みを締約国に対して求めた障害者に関する国際条約で、平成18年に国連で採択。

条約では、障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、合理的配慮の否定（例えば、過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所に仮設式スロープを提供しないなど、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないこと）も障害に基づく差別と

して禁止。さらに、障害者が他の人と平等に、自立した生活を送れるための地域社会への包容についても規定。

日本は障害者基本法の改正（平成23年）や障害者差別解消法の制定（平成25年）をはじめとした関連する法制度の整備を行ったうえで、平成26年に条約を批准。

●**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）**（2,4,5,10,13）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定し、平成28年4月から施行。

●**触知案内板**（14,23,45,55,102,271,274,282,283）

触ることによって、視覚障害者の方が理解できるように配慮した案内板。点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの。

●**すみ切り**（66,195）

柱や曲がり角部分の出角を切り取ること。またはその形。

●**セーフティーシュー**（78,207）

エレベーターの扉の先端に付けられている安全装置。扉が閉まっているときに人や物に触れるとスイッチが入り、閉まりかけの扉が反転して開く装置。

●**ドアチェック**（62）

開き戸に取り付けられる装置で、開かれた扉が急激に閉じられないように静かに閉める装置。

●**トラップ**（90,107）

下水または他の系統の排水管などから悪臭や汚染された空気、ガス体などが逆流するのを防ぐために器具接続管部または屋内排水末端部に設けられる装置。

●**パウチ**（93,99）

便や尿などの排泄物を受け止めて溜めておくためにオストメイトが装着する袋。

（コラム「オストメイトに配慮したトイレの設備」（99）も参照。）

●**白杖** (23,35,70,165,187,189,194,198,202,222)

視覚障害者の歩行補助具。視覚障害者には歩行時に必要な情報（障害物や段差の有無など）を伝達し、周囲には視覚障害者の存在を伝達するもの。グリップ（握り）、シャフト（柄）、チップ（石突）で構成し、2歩先にチップがくるように速度・歩幅から長さを調整。折畳み式、スライド式、直杖等の種類が存在。

●**バリアフリー基本構想** (4)

駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などを一体的に整備していくための基本構想で、地域の住民や各当事者も参加して策定。

名古屋市では、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想を金山駅地区、名古屋駅地区、栄・久屋大通駅地区の3地区、バリアフリー法に基づく基本構想を大曽根駅地区の1地区で策定。

●**ハンプ** (152)

車の速度を低く抑えるため設けた車道面の出っ張り。

●**ピクトグラム** (13,22,24,25,26,27,48,49,66,92,100,102,103,105,235,239,253)

言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とするもので、JIS Z 8210（案内用図記号）によりJIS規格化されたマークも存在。

●**人にやさしい街づくりの推進に関する条例** (6)

高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる「人にやさしい街づくり」を目的に、多数の者が利用する施設（特定施設）における整備基準を定めた愛知県の条例。

●**風除室** (42,54)

玄関と室内の入口を扉で仕切り、外気の侵入を防ぐための空間。

●**福祉のまちづくり推進会議** (12)

福祉のまちづくり事業に関する有識者（学識経験者、福祉関係者）の意見を聴取し、高齢者や障害者をはじめ市民のだれもが安全で快適に生活できるまちづくりに向けた行政運営に活用するために開催。（「福祉のまちづくり推進委員会」として平成5年6月に設置し、平成27年4月に現在の名称に改称。）

●福祉避難所 (16)

高齢者や障害者等、通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設される避難所であり、対象となる要援護者や開設時期により、次の2つに区分。

- ・福祉避難スペース（身近な福祉避難所）：通常の指定避難所内に一定の空間を確保
- ・拠点的な福祉避難所：バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等

●^{ふみづら}踏面 (22,23,25,26,68,70,150,168,200,201,203)

「^{けあ}蹴上げ・^{ふみづら}踏面・^{けこ}蹴込み」の項目を参照。

●明度 (23,59,66,68,77,79,84,86,116,120,124-3,124-7,134,167,188,191,196,197,201,206,214,216,223,224,226-1,237,244,253,256,257,258,267,270)

「色相・明度・彩度」の項目を参照。

●やさしい日本語 (22,24,25,27,32-2)

阪神淡路大震災以後、外国語に翻訳する余裕のない場合に、外国人に対し行政文書やお知らせなどを日本語によって伝達する必要性が認識されたことから、普段使われている言葉を外国人にもわかるように言いかえた簡単な日本語のこと。

●ユニバーサルデザイン (6,9,11,13,17,18,30,32,271)

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方を踏まえ、可能な限りすべての人が使いやすいようにハード・ソフトの両面から整備・改善していくこと。バリアフリーでは、高齢者や障害者などのために現に存在するバリアをなくすことだが、ユニバーサルデザインでは、最初から可能な限りすべての人に使いやすい設計をすること。

●ループパイル (65)

一本一本が輪状になったじゅうたんの毛。補助犬の爪が引っかかり、危険を及ぼす可能性があるために避けることが望ましい形状。

●渡り板 (222,224,225,226,243)

車いす使用者が安全に電車に乗降できるよう、車両の床とホームにかけ渡す板。

6 福祉のまちづくり推進会議

委員名簿（平成 28 年 7 月現在）

◎座長

区分	氏名	職名
学識経験者	青山 光子	名古屋市立大学名誉教授
	磯部 友彦	中部大学教授
	佐藤 圭二	中部大学名誉教授
	嶋田 喜昭	大同大学教授
	◎ 曾田 忠宏	愛知工業大学非常勤講師
	高橋 博久	愛知学泉大学客員研究員
福祉関係者	浅野 義勇	名古屋市身体障害者福祉連合会会長
	三溝 芳隆	名古屋市老人クラブ連合会会長
	岩間 康治	名古屋ライトハウス視覚障害者支援室
	笹川 純子	名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長
	山田 昭義	A J U 自立の家専務理事
	仁木 雅子	名古屋手をつなぐ育成会理事長
	末次 文夫	名古屋市精神障害者家族会連合会副会長
	岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
	中井 恵美	子育て支援のNPOまめっこ事務局長
行政関係者	馬淵 幸男	総務局企画部長
	小沢 良行	子ども青少年局子育て支援部長
	渡邊 義男	住宅都市局建築指導部長
	小野 好文	住宅都市局営繕部長
	植村 信一	住宅都市局都市整備部長
	平尾 高之	緑政土木局路政部長
	今西 良共	緑政土木局緑地部長
	津坂 昌樹	教育委員会事務局総務部長
	鈴木 峰生	交通局営業本部企画財務部長
	杉野 みどり	健康福祉局高齢福祉部長
	水谷 正人	健康福祉局障害福祉部長

7 参考文献

本書の作成にあたって、下記の図書等を参考にさせていただきました。

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成24年 国土交通省)
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)(平成27年7月 国土交通省)
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】(平成24年3月 国土交通省)
- ・増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン(平成23年8月 財団法人国土技術研究センター)
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編(平成25年10月 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)
- ・公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン車両等編(平成25年10月 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)
- ・立体横断施設技術基準(昭和53年3月 国土交通省通達)
- ・安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究 報告書(平成22年3月 国土交通省)
- ・多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究 報告書(平成24年3月 国土交通省)
- ・愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針(平成26年 愛知県)
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(平成26年9月 東京都)
- ・福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 改定版2014(平成26年11月 福岡市)
- ・埼玉県ユニバーサルデザイン当事者参加推進のためのガイドブック(平成22年3月 埼玉県)
- ・「色覚の多様性と色覚バリアフリーなプレゼンテーション(全3回)」(「月間細胞工学 Vol. 21 No. 7 2002」 岡部正隆・伊藤啓)
- ・「ユニバーサルデザインにおける色覚バリアフリーへの提言」(平成15年8月 岡部正隆・伊藤啓・橋本知子)
- ・国土交通省 バリアフリー
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>
- ・愛知県 人にやさしい街づくり
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000025385.html>

(令和 4 年 3 月更新時の参考文献)

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和 3 年 3 月 国土交通省)
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編(令和 3 年 3 月 国土交通省)
- ・公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン車両等編(令和 3 年 3 月 国土交通省)
- ・公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン役務編(令和 3 年 3 月 国土交通省)
- ・共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書(令和 3 年 3 月 国土交通省)
- ・バリアフリーブック パブリックトイレ編 (令和 3 年 8 月 TOTO 株式会社)
- ・歩行者用自動ドアセット<引き戸>安全ガイドブック(平成 29 年 9 月 全国自動ドア協会)

福祉都市環境整備指針

～人にやさしいまち名古屋をめざして～

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月一部改定)

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1 番 1 号

電 話 番 号 : 052-972-2585

ファックス番号 : 052-951-3999

電 子 メ ー ル : a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

